

中小企業信用保険法第2条第5項 第6号の規定による認定のご案内

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による経済産業大臣の指定を受けた破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、事業に関わる金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者の認定を行っています。

<認定条件>

1. 新宿区内に事業実態があること。
2. 信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること。
3. 経済産業大臣の指定を受けた破綻金融機関との金融取引を行っていたこと。

<必要書類>

1. 認定申請書 2通（1通 区申請書 ・ 1通 認定書）
2. 履歴事項全部証明書の写し（登記所で発行：3か月以内のもの）
（個人事業者は、税務署の受付印のある所得税確定申告書の写し）
3. 破綻した金融機関との金融取引が確認できる書類の写し
（借入償還表、決算書の借入明細書、残高証明書、契約証書）

※原則として、提出書類は返却いたしません。

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

問い合わせ先 新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F
新宿区文化観光産業部産業振興課
Tel 3344-0702